

4 参考資料

関係機関共有方式による要援護者情報の共有～避難支援プランの作成

- (1) 国民生活審議会第12回個人情報保護部会
議事録（平成18年12月8日） 152
- (2) 災害時要援護者名簿に関する覚書等（東京都渋谷区）
 - 様式 2 災害時要援護者名簿に関する覚書 161
 - 様式 3 災害時要援護者名簿受領書 163
 - 様式 4 災害時要援護者避難計画書 165
- (3) 保有個人情報の外部提供について（長野県駒ヶ根市）
 - 保有個人情報外部提供申請書 167
 - 保有個人情報外部提供決定通知書 168
- (4) 難病患者台帳の記入例（山梨県）
 - 難病患者台帳記入例 169

避難所での生活

- (5) 南アルプス市災害時要援護者支援マニュアル
 - 南アルプス市災害時要援護者実態調査票 173
- (6) 山梨県災害時避難対策指針
 - 様式：避難所の基本事項（例） 174
 - 様式：開設準備チェックリスト（例） 175
 - 様式：災害時要援護者リスト（例） 176

福祉避難所の設置・活用

- (7) 福祉避難所の設置に関する協定
 - 災害時における相互協力に関する協定（豊島区） 177

(1) 国民生活審議会第12回個人情報保護部会
議事録

国民生活局企画課
個人情報保護推進室

1. 日時 平成18年12月8日(金) 10:00~12:30
2. 場所 中央合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室(406号室)
3. 議題 個人情報保護法に関する過剰反応についての関係省庁からのヒアリング

記

野村部会長 それでは、若干の委員の方がまだお見えではございませんけれども、ただ今から国民生活審議会の第12回個人情報保護部会を開催いたします。本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、前回に引き続いて、関係省庁から、法律及びガイドライン等の施行状況と「個人情報保護に関する主な検討課題」についての見解を聴取したいと思います。

(中 略)

野村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、内閣府からお願いいたします。

上杉内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害応急対策担当) 内閣府で災害応急対策を担当しております参事官の上杉と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、資料11に沿いまして、私から、防災上の大きな課題になっております災害時要援護者対策を進めるに当たっての個人情報保護をめぐる問題につきまして、現状と、内閣府の防災担当としての考え方、取組みなどにつきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、問題の所在から御説明申し上げますと、災害時要援護者対策を私どもは災害対策の大きな課題として進めているところでございます。問題意識といたしましては、御案内のとおり、ここ数年、いろいろな風水害、また、冬には豪雪などもございました。たくさんの方が被害を受けておりますけれども、亡くなった方、行方不明の方を見ますと、65歳以上の高齢者の方がその大半を占めております。例えば、最近の大きな災害ですと、今年7月に豪雨がありました。7月豪雨におきましても30人ほどの死者・行方不明者がございましたが、うち16人の方が65歳以上の方です。また、今年の1月2月には、戦後2番目の豪雪がございましたけれども、その豪雪におきましても150人ほどの方が亡くなっておられまして、100人ほどの方が65歳以上ということがか

なりのウェイトを占めております。

災害時におきまして、人的被害を少なくしていくためには、こうした65歳以上の方に対して、早く避難をしていただくこと、避難に当たっては健常者の方よりもいろいろとより支援が必要になりますので、避難に当たって支援を必要とする高齢者、障害者などをどのように支援していくかということが大きな課題となっております。

私どもは、こうした支援を必要とする方を災害時要援護者という概念で対策の対象に取り上げております。この避難支援の対策といたしましては、取組みはもちろん災害の第一次的な対応に当たります各市町村における取組みとなるわけで、どういった方が、実際に災害が起きたときに支援が必要になるかという方を特定する作業が必要です。そうした特定された一人ひとりの要援護者の方に対して、実際に災害が起きたときに、だれが助けに行き、どこに避難所に誘導するのかといったような、具体的なお一人おひとりの避難支援のための計画、これを「避難支援プラン」と申しておりますけれども、これを策定していただく。そして、その上で、支援をする人も含めた研修、実際の防災訓練を積み重ねていただくことが非常に重要であると考えておりました。市町村に対してこのような取組みを促しているところでございます。

そのための手順としましては、後ほど御説明申し上げますが、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をつくっております。最初につくりましたのは、昨年3月ですけれども、今日テーマになっております情報共有の問題について非常に戸惑いがあるということで、さらに踏み込んで改定しましたガイドラインを、今年の3月に消防庁、厚生労働省との連名で通知をいたしております。現在、このガイドラインを踏まえた取組みが進められていると承知しております。

そこで、問題の所在ですけれども、こうした支援プランを策定していく上で、まず、要援護者がどこにどういう方が住んでおられるかを把握する必要があります。これは市町村の中では福祉担当の部局がそうした情報を有しております。これは福祉目的のために取得した情報ということが言えるかと思えます。これを実際に災害対策を主導いたします防災部局がその情報を共有することが、まず第1の段階として必要になります。さらに、これにとどまらず、大きな災害が起きると、行政の人間だけではとても手が回りません。実際に支援に携わっていただきますのは、消防団員や自主防災組織、あるいは、先ほど厚生労働省から御説明がありましたように、民生委員の方ですとか、いわば行政外の第三者への情報共有も必要になると考えております。

まさにこの点につきまして、市町村の現場では、個人情報保護との関係で少なからず戸惑いが見られます。過剰反応というよりも戸惑いと言った方が適切ではないかと私どもは考えてございますけれども、それが確かに市町村現場の現状でございます。これが要援護者対策の取組みを進めるに当たっての大きな課題となってくると認識しております。

現状でございますけれども、ここには書いてございませんが、今年の春時点で把握した状況を申し上げますと、要援護者のリストとして、どこにどういう人が住んでおられるかということを防災部局の方でも把握しているのがどのくらいあるかという調

査をしましたところ、全国の市町村のうち、まだ15%ぐらいにとどまっております。それを前提にしまして、支援プランまでの策定に至っているところはほんの少しでございます。今年の春では15団体ぐらいだったと把握しておりますが、まだまだこれからの取組みであり、現在進行中の取組みであるということでございます。

2ページに行ってくださいまして、この点についての私ども防災担当としての考え方でございますが、ガイドラインにこの点につきましては明記してございます。ここに書いてございますように、福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用する、あるいは、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織等に提供することについては、要援護者との関係では、基本的に「明らかに本人の利益に当たるもの」と考えてございます。端的に言いますと、ひいては命を救うためのものであるという認識をいたしておりまして、各地方公共団体に対しましては、今年3月に改定したガイドラインにおきましてこの点をはっきり明記いたしてございます。そして、要援護者情報の避難支援のための目的外利用、第三者提供について、萎縮することなく積極的に取り組んでいただくよう促しているところでございます。

資料1で、今の点を少し補足させていただきたいと思っております。避難支援ガイドラインにつきましては、個人情報保護に係わる話だけではなくて、3ページに書いてありますようにいろいろな中身を盛り込んでおりまして、福祉避難所の設置、要援護者の方にどうやって情報を伝達するかというガイドラインも盛り込んでございますが、本日のテーマである情報共有に関しましては、「課題2」にありますように、「災害時要援護者情報の共有」としまして、昨年3月につくりましたガイドラインにおきましてはいろいろ方式がありますとっておりました。

同意方式は要援護者本人の同意を得て情報を共有するという方式、あるいは、手上げ方式は要援護者のリストをつくるのだけれども、支援をしていただきたい方はいますかということで手を挙げていただく方式、そして、もう少しシステムチックなものとして共有情報方式、こういう3つの方式があるのではないかとということで昨年3月の段階では取り上げておりました。

これをもう少し踏み込みまして、今年3月の改定版では、この3つの方式の中で、私どもとしては情報共有方式、「関係機関共有方式」と書いてありますけれども、これを積極的にやってくださいと。その方が、どういう人が援護が必要かという全体像を把握するために、これがまず基本的に考えていただくべき方式ではないでしょうかということで、踏み込んで言っているものでございます。

具体的な中身ですが、次の4ページをお開きいただきますと、ガイドラインの個人情報保護との関わりの部分だけを抜き出しております。今申し上げましたように、関係機関共有方式を基本的に考えていただきたいということで前面に打ち出しております。4ページの上の方に書いてありますように、関係機関共有方式として、地方公共団体の個人情報保護条例において、こういう個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの

関係機関等の中で共有する方式を基本的に進めたいということでガイドラインではうたっております。

その条例の中の規定例としましては、四角い枠に囲ってありますように、市町村によっては様々な条例の書きぶりがありますが、こうした規定を適切に解釈・運用すれば、関係機関での共有は可能ではないでしょうかということをガイドラインではうたっております。

5 ページの下の方、「関係機関共有方式の積極的活用」のところ、ただ今のごことを申し上げております。国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ、積極的に取り組むことという表現で促しているところでございます。

なお、その際には、情報提供の際に、誓約書の提出、守秘義務を確保することが重要であるということも付記してございます。

6 ページでございますが、この点につきましてはさらに強調させていただきますために、当部会の部会長代理でもあられます藤原先生に御相談いたしまして、先生のコメントといたしまして、上の方の「参考」の欄でございますが、このようなコメントを載せさせていただいております。

2 ページに戻っていただきまして、以上のようなことで、地方公共団体の条例の書きぶりは様々でありますけれども、基本的には、国の行政機関個人情報保護法のような規定と同じような規定を置いている場合には、明らかに本人の利益になるときに当たることをはっきり申し上げておりますし、また、条例の規定ぶりによりましては、個人情報保護審議会の意見を聞いて判断するという場合においても、今のような趣旨からして、特別の理由があるのではないかとということをガイドラインでは示してございます。

なお、一つ先進的な事例を御説明申し上げますと、東京都渋谷区の最近の取組みがでございます。これは最後の8 ページにお付けしておりますけれども、「渋谷区震災対策総合条例」が、これはまだ条例案の段階でありまして、今開かれている12月の区議会で提案し、審議中と聞いております。つまり、渋谷区において、個人情報保護条例はもちろんありますけれども、それとは別に震災対策総合条例という別の条例改正の中で、災害時要援護者に係る個人情報の目的外利用について、個人情報の共有が可能であるという明文の規定を置くという取組みでございます。1の の中にありますように、「ア 災害時要援護者対策のため、目的外利用を行う。」、それから、「イ 自主防災組織、消防団、消防署、警察署、民生委員等に対して外部提供を行う。」、こうした方法で必要な個人情報を共有させることができるという規定を、震災対策総合条例という別の条例の中に規定する。個人情報保護条例の、いわば例外的な扱いという体系かと存じますけれども、そういう整理をしている取組みもでございます。

最後の点として2 ページの「3 今後の取組みについて」でございます。私どもとしましては、災害時要援護者対策を進めていく上で、個人情報保護をめぐる現場の戸

惑いを払拭していくための取組みは大変重要であると、人の命を守ることも非常に重要なことではないかと考えてございます。ガイドラインも今年3月にできまして、まだ十分に浸透し切っていないところが率直に言ってあると考えております。このため、今後とも、シンポジウム等のいろいろな機会も捉えながら、さらにこの浸透に努めていきたいと思っておりますし、今年度の取組みといたしましては、消防庁、厚生労働省と検討会を設けまして、有識者の先生にも入っていただきまして、こうした取組みをさらに進めていくための具体的な市町村の先進的な事例、具体的な進め方のモデルのようなものを示して、その取組みを加速させていきたいと考えてございます。

これに加えまして、本日、せっかくの機会でありますので、この問題は基本的には市町村現場という自治事務の世界ではありますけれども、国の個人情報保護部会としての考え方、部会としてのメッセージといえますか、そうしたものをいただければ大変ありがたいと考えてございます。

以上、説明を終わります。

野村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきましていかがでしょうか。

清原委員、どうぞ。

清原委員 三鷹市長の清原です。

厚生労働省の御説明にありましたように、地域福祉において、民生委員・児童委員の方の活躍は大変基本的なものです。まず簡単に三鷹市の取組みを御紹介した上で、内閣府の防災担当の方に最後に御質問させていただければと思います。

三鷹市では、民生委員・児童委員の方には、同時に三鷹市の社会福祉委員としてのお仕事を委嘱させていただいております。したがって、例えば、介護保険制度の普及、その他三鷹市の社会福祉に資する活動についてもあわせて活躍をいただいておりますので、私自身も毎月開かれております民生委員連絡協議会には頻繁に出席させていただき、このたびの個人情報保護の観点、守秘義務の観点、あるいは、政治活動等についての制限についてなど、直接お話をさせていただいております。私は、自治体の中では三鷹市の場合は幸い、民生委員の皆様が積極的に責務を果たしていただいていると認識しております。

ただ、もちろん市民の皆様の中には、個人情報、プライバシーに関する意識が高い方が少なくないわけですから、そういう意味で、民生委員の皆様そのものに問題があるというよりは、市民の皆様との関係の中で、より一層、民生委員の皆様のお仕事を周知徹底する必要があるということで、例えば広報誌でお知らせする、あるいは最近では三鷹市はケーブルテレビで広報番組を持っておりますので、特集して民生委員の皆様についてのPRをさせていただくなど、よりわかりやすく、民生委員の皆様が特別な責務を持っているということと、守秘義務を課されていることについては、折に触れて御案内をさせていただいております。

その上で、地域福祉に資する御活躍については、個人情報保護法が施行されて以降も市と協働しながらそれなりに御苦勞はかけていると思います。あわせて、課題とし

ては、三鷹市は外国籍市民を含めて約17万4,000人の人口がいますが、約120名の民生委員・児童委員にお願いしなければなりません。この確保が大変なことです。その意味でも、より一層この機を捉えて全国的に民生委員・児童委員の役割については、厚生労働省もPRに努めていただければと思います。これはお願いです。

そこで防災担当の方に御質問です。実は、私たちも震災を含めた災害時の対応、そして福祉部門の連携による、とりわけ高齢者の方への支援が必要だと認識しております。ただ、警察、消防、あるいは市の連携機関の取組みについては問題ないわけですが、自主防災組織あるいは自治会・町会の皆様に活躍をしていただく場合に、簡単には名簿等をお渡することも難しい事情があります。

そこで、今回の御報告で問題提起をしていただいております関係機関情報共有方式を担保していく上で、民生委員には法的に課されている守秘義務がありますけれども、その他の自主防災組織等で活躍されている皆様に守秘義務の担保あるいは個人情報の尊重に関する担保をしていくためには、そうした面での条例化とか法制度の裏付け等がなければいけないのではないかと思います。

つまり、情報を提供する側に対して、その情報提供をすることは命の問題に関わって大変有効であるから、各自治体が持っております個人情報保護条例の中で例外的な取扱いができると規定したとしても、扱う自主防災組織、町会・自治会の方がすべて善意の方ばかりではないという懸念が住民の方にはないわけではありません。したがって、それを担保する条例等の取組みが必要ですので、私どもも今鋭意検討しているところございまして、例えば住民基本台帳の閲覧に関する条例の見直しの中でも、そうした積極的な活動をしていただく団体には住民基本台帳の閲覧を、市と何らかの契約を交わして守秘義務を担保しながら閲覧していただくことなども可能ではないかということを検討しております。

ぜひ、守秘義務の担保について、これまでの事例等から積極的に御提案があれば教えていただきたいと思っておりますし、今回、厚生労働省及び内閣府から提案されました点については、まさに今後の長寿社会の中での極めて重要な問題提起ではないかと受けとめておりました。

なお、つけ加えますと、高齢者の皆様の中に、いざというときの助けは欲しいけれども、名簿あるいは家族構成等を出しにくいと思われる要因の一つに、今日、警察庁が御報告されました振り込め詐欺の被害が三鷹市ではかなり出ておりまして、しかも圧倒的に高齢者を対象にした被害事例が多いことなどがブレーキをかけているということも事実です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

野村部会長 それでは、お願いいたします。

上杉参事官 委員御指摘のとおりと考えておりまして、私どもとしましても、ただ今の守秘義務あるいは誓約書という点につきましては、今日お出ししております資料11の5ページの下から2つ上のパラグラフのところ、御指摘いただきましたように、「情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受ける側

の守秘義務を確保することが重要である。」と書かせていただいております。

では、具体的にどのような形で取り組んでいる事例があるかにつきましては、実は、私どももまだ把握していませんで、考え方としましては、できましたら、条例の中にそうした自主防災組織や自治会へ提供する場合の何らかの担保の規定ですとか、あるいは、それができなくても最低限、誓約書の提出といったような担保が必要ではないかということをごガイドラインにも入れさせていただいたところでございます。

どのような確保方策があるかにつきましても、先ほど申し上げましたように、本年取り組んでおります消防庁や厚生労働省との検討会の中で、この点につきましてはもう少し踏み込んでモデル的なものをお示しするなり、進めていきたいと考えております。

清原委員 ありがとうございます。いざという時、災害が起こった時の対応は、警察、消防、そして消防団、さらには市役所といった公共的団体の対応以上に、むしろ身近な近隣の住民の皆様様の相互支援が大変有効であることは、阪神・淡路大震災の事例を待つまでもなく幅広く市民の皆様様に周知されてきています。

そこで、ただ今御指摘がありましたようなことについて、国の関係機関でも具体的な検討をしていただきたいと思いますし、私たち自治体も、ぜひ、市民の皆様にとって一番有効なあり方が生み出せるように、実は現在も具体的な検討をしているところですが、今、御提起いただいたようなものを踏まえて努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

野村部会長 それでは、藤原委員、どうぞ。

藤原委員 まず地域福祉の関係ですけれども、これは今の清原委員と上杉参事官のやりとりに尽きているとは思いますが、念のため、自治体等でよく聞く話をつけ加えさせていただきます。

要するに、自治体が消極的な第1の理由は、高齢者については、これも清原委員から御説明がありましたけれども、犯罪被害者名簿として提供するようなことが怖いということで、各自治体で何人かの高齢者の方々が現実に被害に遭っているということで、行政以外の第三者に出すことに非常に強いためらいがあるということが実態のようです。

もう一つは、先ほどの手上げ方式とか共有方式について地方公共団体では、自治体の部門間では既に共有のところに来ていて、何かあったときには出せるようにしているが、ただ、「何かあったとき」といっても地震が来てから出しますかという話になるので、そこに問題があるわけです。そこで何人か伺ったところでは、要するに、例えば地区には何人いるか等、できるだけ情報は出すにしても個人情報のリスク管理として、共有する範囲、例えば消防団に出したときにどう扱われるのか、民生委員に出したときにどう扱われるのかということ、具体的に何か担保が取れないと、消防団に出したら団員が共有するということでも困るというような話で、その管理のところ非常にまだためらいを持っておられる。審議会同意方式ということで条例の場合は個人情報保護審議会で同意を得ればよい自治体が多いのですけれども、まず審議会に

提案するときに既に自治体はブレーキをかけた感じを出してきて、なかなか共有方式を出してこないという実態もあるようですので、今のようなところを積極的に説得していくしかないのかなと思っております。

それから、先ほどの担保措置ですが、私自身も守秘義務を担保する制度の構築が一番大事ではないかと申し上げているのですけれども、それについては教育の分野、看護・医療の分野で第三者が入ってくるときに、例えば警察と学校の連携等の書面の提出の仕方、スクールボランティアの方々をどうするか等、若干の先行例があるようですので参考になるうかと思えます。

それから、渋谷区方式ということでもう一つ言えば、このような条例ができれば、民間の場合には、23条の法令の根拠にもなるのかなと思っておりますけれども、条例にさらに担保が書ければよりいいかなと思っております。

(中 略)

三宅委員 内閣府の防災関係の件で、先ほどの情報共有方式に関連するのですが、渋谷区の震災対策総合条例の御説明がありましたので確認をしたい。

条例に基づいて自治体が情報を共有するということは、その情報を共有する相手方である民間団体や自主防災組織が保有する情報については、恐らく、自治体からの提供を受けて、それで防災のために利用するということになるので、第三者提供の制限規定、個人情報保護法23条の1項1号における法令に基づく場合の中に条例を読み込む形で構成されて考えられておられるのではないかと思います。その辺を、例えばこういう部会や国民生活審議会あるいは内閣府等のガイドラインで明らかにし、より積極的にそういうことが望ましいということを社会的に公表していくことでこういう防災についての条例化が進むのであれば、そうした方がいいとお考えなのかどうかという点です。

それが、恐らく、23条1項1号とともに、利用する形態においては23条の4項3号の共同利用の形態にも関わってくると思うので、この条例に基づく情報の共有形式における民間部門の対象者にとっての共同利用について、地方公共団体や独立行政法人、国の行政機関等との関連で共同利用をどう構成するのかというところの考え方も明らかにしておく必要があるのではないかとということに絡むのではないかと思います。

特に、個人情報保護法の23条4項3号の共同利用というのは、基本的には、民間事業者間の共同利用を想定に置いているものであって、民間事業者と地方公共団体あるいは国の機関または独立行政法人等の共同利用のところまで射程に置いていないのではないかと思います。それが、今言った法令の範囲での情報の提供について、非常に限定的に萎縮してしまうところの問題や過剰反応を引き起こしているのではないかと考えているのですが、現場の方ではどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。それは防災に絡めてです。

(中 略)

野村部会長 まず内閣府からお願いいたします。

上杉参事官 最初に御指摘いただいた点ですけれども、23条1項の適用との関係につきましては、渋谷区が作ろうとしている条例と23条との適用関係について詳細に詰めた検討をしているわけではございませんので、ただ今のような問題意識を今持った次第でございます。

なお、渋谷区のような条例をつくらないと、このところがクリアにならないかという、私どもは必ずしもそうは考えておりませんで、先ほど申し上げましたように、現在自治体が保有している条例を趣旨に沿って適切に運用・解釈すれば、関係機関における情報の共有は十分に可能であると考えております。必ずしも渋谷区のような条例でなければクリアにならないとは考えていません。

以上でございます。

三宅委員 私がちょっと御確認をと思ったのは、情報を提供するあるいは情報がある程度一元的に管理している渋谷区や自治体から情報を受けた民間団体や自主防災組織は、地方公共団体そのものではないですから、その情報を受けることが、例えば5,000件以上の名簿を持つと個人情報取扱事業者になってしまうので、この個人情報保護法の適用もあるということもお考えになっていただけると、もう少し整理ができていくかなと思っております。

上杉参事官 かしこまりました。

(以下 略)

以上

(2) 災害時要援護者名簿に関する覚書等 (東京都渋谷区)

別記様式 2

災害時要援護者名簿に関する覚書

東京都渋谷区 (以下「甲」という) と (以下「乙」という) は、災害時要援護者名簿 (以下「名簿」という) の交付及び受領に関して、次のとおり覚書を締結する。

- 1 甲は、災害時における要援護者の避難及び救援対策の一環として、名簿を作成して乙に交付するものとする。
- 2 乙は、名簿の受領のうえは、この情報が個人のプライバシーに深く係わるものであるため、災害時等の緊急対策以外には使用しないものとし、別に情報管理者を定め、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

平成 年 月 日

甲 渋谷区宇田川町 1 - 1

渋谷区長 桑 原 敏 武

乙

会 長

Ⓔ

【 記 入 例 】

下記網掛け部分を記入してください。

別記様式2

災害時要援護者名簿に関する覚書

自主防災会名
を記入下さい

東京都渋谷区（以下「甲」という）と〇〇〇〇町会自主防災会（以下「乙」という）は、災害時要援護者名簿（以下「名簿」という）の交付及び受領に関して、次のとおり覚書を締結する。

- 1 甲は、災害時における災害弱者の避難及び救援対策の一環として、名簿を作成して乙に交付するものとする。
- 2 乙は、名簿の受領のうえは、この情報が個人のプライバシーに深く係わるものであるため、災害時等の緊急対策以外には使用しないものとし、別に情報管理者を定め、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

提出日をご記入ください

平成18年 2月 21日

甲 渋谷区宇田川町 1-1

渋谷区長 桑原敏武

自主防災会名
代表者名
を記入下さい

乙 〇〇〇〇町会自主防災会

会 長 渋谷 〇 郎

印

押印願います

別記様式3

災害時要援護者名簿受領書

本日、災害時要援護者名簿一通を確かに受領いたしました。
この情報は、災害時等の緊急対策以外には一切使用いたしません。

平成 年 月 日

渋谷区長 桑原敏武 殿

住 所 渋谷区

組織代表者

自主防災会

会 長

⑩

住 所 渋谷区

情報管理者

⑩

(自主防災会会長以外の役員の方)

【 記 入 例 】

下記網掛け部分を記入してください。

別記様式3

災害時要援護者名簿受領書

本日、災害時要援護者名簿一通を確かに受領いたしました。
この情報は、災害時等の緊急対策以外には一切使用いたしません。

提出日をご記入ください

平成 **18**年 **2**月 **21**日

渋谷区長 桑 原 敏 武 殿

住所 渋谷区 **代々木6-10-xx**
 組織代表者 ○○○○**町会自主防災会**
 会 長 **渋谷 ○ 郎** 印
 住所 渋谷区 **代々木6-20-xx**
 情報管理者 **防災部長 氷 川 △ 夫** 印

会長の住所
自主防災会名
会長名
を記入下さい

住所・役職・お名前を記入下さい
【自主防会長以外の、役員
の方でお願いいたします】

押印願います

押印願います

別記様式 4

災害時要援護者避難計画書		
1	住民組織名	
2	代表者	住所 渋谷区 丁目 番 号 電話番号 ()
	氏名	
3	情報管理者	住所 渋谷区 丁目 番 号 電話番号 ()
	氏名	
4	要援護者	住所 渋谷区 丁目 番 号 電話番号 ()
	氏名	(男・女)
5	避難の予定経路	自宅 () ↓ 一時集合場所 () ↓ 避難道路 () ↓ 避難場所 ()
6	避難の方法	タンカ ・ リヤカー ・ 車椅子 ・ その他 ()

上記のとおり災害時要援護者の避難計画を定めました。

渋谷区長 桑原敏武殿

平成 年 月 日

住民組織代表者 住所 渋谷区

氏名

印

【 記 入 例 】

別記様式 4

災害時要援護者避難計画書		
1	住民組織名	〇〇〇〇町会自主防災会
2	代 表 者	住所 渋谷区 神宮前7丁目 10番 ××号 電話番号 (3463) ××××
	氏 名	神 山 □ 男
3	情 報 管 理 者	住所 渋谷区 神宮前7丁目 20番 ××号 電話番号 (3464) ××××
	氏 名	恵 比 寿 △ 子
4	要 援 護 者	住所 渋谷区 神宮前7丁目 25番 ××号 電話番号 (3465) ××××
	氏 名	○ 川 □ 郎 (男・女)
5	避難の予定経路	自 宅 (渋谷区**丁目**番*号) ↓ 車椅子 一時集合場所 (****小学校) ↓ リヤカー 避 難 道 路 (****通り) ↓ リヤカー 避 難 場 所 (****公園一带)
6	避難の方法	タンカ ・ リヤカー ・ 車椅子 ・ その他 ()

上記のとおり災害時要援護者の避難計画を定めました。

渋谷区長 桑 原 敏 武 殿

平成 18年 2月 日

住民組織代表者 住 所 渋谷区神宮前7-10-××

氏 名 神 山 □ 男 (印)

(3) 保有個人情報の外部提供について(長野県駒ヶ根市)

保有個人情報外部提供申請書
様式第5号(第4条関係)

保有個人情報外部提供申請書

平成 年 月 日

(申請先) 実施機関

駒ヶ根市長 中原 正純

(申請者) 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者)

印

連絡先

次のとおり保有個人情報の提供を受けたいので、駒ヶ根市個人情報保護条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

利用する業務の名称	災害時要援護者台帳
利用する保有個人情報の内容	災害時要援護者台帳に搭載された要援護者の記載内容
利用目的	災害時住民支え合いマップ作成のため
利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
提供の方法	閲覧 写し オンライン結合 その他()
備考	

注1 「利用する保有個人情報の内容」は提供を受けたい保有個人情報の内容や項目を列挙して具体的に記入してください。

2 「利用目的」は、提供を受ける保有個人情報の利用目的を具体的に記入してください。

3 のある欄は、該当箇所にレ点を付してください。

保有個人情報外部提供決定通知書

様式第6号(第4条関係)

保有個人情報外部提供決定通知書

保福～
平成 年 月 日

(請求者)

(代表者) 様

実施機関 駒ヶ根市長 中原 正純 印

平成 年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の外部提供については、次のとおり決定しましたので、駒ヶ根市個人情報保護条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

決定の内容	<input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 不承認 <input type="radio"/> 一部承認
利用する業務の名称	防災マップ作成(災害時要援護者避難支援事業)
提供する保有個人情報の内容	要援護者台帳の記載内容(個人情報公開に同意した要援護者の種類、氏名、住所、連絡先)
不承認又は一部承認の理由	
外部提供の根拠	駒ヶ根市個人情報保護条例第8条第1項第1号に該当
提供の方法	閲覧 写し オンライン結合 その他()
提供の条件	提供した保有個人情報は、個人の基本的権利を保護するため、次のとおり取扱いにご注意してください。 1 他に漏らさないこと。 2 申請した利用目的以外に使用しないこと。 3 使用期間終了後、又は利用目的の達成後は、速やかに返却(焼却、裁断等による廃棄又は消去)すること。 4 責任を持って管理し、改ざん、滅失、き損、その他の事故を防止する措置を講ずること。 5 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、市の指示に従い、責任を持って対応すること。 6 立入調査の要請があった場合は、これに応ずること。 7 申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担すること。 8 その他駒ヶ根市個人情報保護条例及び同施行規則の規定に従ってください。
備考	
お問い合わせ先	保健福祉課障害福祉係・介護支援係(電話 83-2111 内線 313・335)

(4) 難病患者台帳の記入例 (山梨県)

① 難病患者台帳記入例

確認・検討事項	現状・課題	今後の対策	備考
1 一般物品の準備	災害時に持ち出すバックは用意あり。	↑ 所	母・保健
2 医療器具・薬剤等の準備 予備物品の確保 被災後の供給ルート の確認	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇病院でもらっている薬は、避難バックに備蓄あり。 診療所から処方されている薬は一般薬であり、避難時に必ずなくてはならないものではない。手に入りやすいものであるため、備蓄の必要はない。 オムツや衣類の準備が必要、どの程度確保したら良いか？衣類に関しては、特に夏は発汗が多いため何度か着替えが必要になる。多めに必要である。 吸引器は、避難時だけでなくも対応可能。生命にかかわることはない。現在、吸引器は口腔ケア時と痰のからみが強い時に使用。 Aさんの食糧の確保が必要。普段はトロミをつけてた食事。水分はポカリスエットのようなものを飲んでる。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇病の薬に関しては、常に新しい薬に入れ替える。災害は在宅にいる際に起こるとは限らないので、ショートに行く際も薬を余分に用意しておく。【母】 衣類は、季節によって種類が異なるので、その都度入れ替えて準備しておく。オムツも何日分か持ち出せる形で準備する。【母・社協ヘルパー】 オムツは町にもストックがあるか、確認を行う。【役場】 口腔ケアに関して、綿棒に薬液がついたケア用品をもち出した。それが避難時には役に立つか。使用方法、避難時の活用について確認。【母・社協ヘルパー】 避難時の食糧は、エンシユアキッドで対応(トロミなしでも嚥下可能)。 水分は、ポカリスエットを準備。 ※それぞれ3日程度の分量を確保しておく。 【母】 	<p>◎避難時必要物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンシユアキッド 10本 ・程度 ・水・ポカリスエット (3日分) ・マグカップ ・薬 ・衣類 ・オムツ <p>※これ以外に必要なものがあるか、確認。必要なものがある際にはリストアップをしておく。【母・社協ヘルパー】</p>
3 住居・家具の安全	<ul style="list-style-type: none"> 自宅は2階建て。生活は1階。家自体は平成になってから建てられたもの。耐震のチェックはしたことはないが、大きな破損はないと予測できる。 Aさんの部屋を実際に確認～ 下にゴロのついた棚にテレビを乗せており、日中はそれをベッドに近づけて見ている。テレビの固定はしておらず、頭上などへの落下の危険性がある。 衣装ケースが倒れる危険性はある。倒れた場合、Aさんに直接被害が生じる位置にはないものの、他の物と(テレビなど)接触することでの間接的な被害が生じる可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> 普段ショートステイの時に家から持ち出している物品は非難時にも必要なもの。いつでも持ち出せるよう準備が必要。 ショート時家から持っていくのは薬とマグカップ。マグカップも持ち出す物品としてリストアップしておく。【母】 テレビの固定、衣装ケースの固定を行う。固定方法について、検討する。【母・保健所】 	

確認・検討事項	現状・課題	今後の対策	備考
4 緊急時連絡先の確認 (昼、夜、平日、休日)	<ul style="list-style-type: none"> ・何かあった時には民生委員に連絡することになっていいる。しかし、民生委員も外出していることもあり、被災時には電話での連絡は取れない可能性もある。 ・ショートステイに行っている時は 寮での対応となる。〇〇寮では1回/月の避難訓練を実施し、体制の整備に努めている。施設に在る限りは安否は確保されると思われる。 	今後の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認は、母から民生委員へ発信する方法のみでなく、確認に来てもらう方法の方が良いか。 ・民生委員一人ではなく、複数の協力者が必要。 ↓ <ul style="list-style-type: none"> 協力が得られそうな人(区長、組長、消防団など)に、安否確認等の方法について訓練を行う必要があるか。 ※役場では、要支援者のリスト作りを進めていく計画がある。そうしたリストにある人へは、民生委員などに協力を得て安否の確認を行って行く方針。総務課が中心になり現在検討しているところだが、まだ具体的にどのようルートで安否確認や支援が行われるかは決まっていない。	
5 避難場所・救護所の確認 ・災害予測時 ・被災後	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町では、『〇〇センター』を福祉避難所として開設予定。地域防災計画ができあがると、避難所の具体的な内容が明確になると思われる。 ・Aさんの地域の避難場所は 〇〇館になっている。福祉避難所へすぐに避難するのかが、はじめは 〇〇館に避難する可能性もあるか。 ・予知情報が出た場合の避難方法はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な避難所は『 〇〇 センター』ということで共通認識しておく。 ・具体的な避難する時期と場所については、防災計画ができてあがり、また他の要支援者との兼ね合いもあり、そのリストアップをしてみないと明確にならない。 ↓ ・具体的な避難時期・場所については、防災計画等の進捗状況など情報収集を行う【役場】 ・具体的なことはまだ分からないものの、避難場所として、 〇〇センターと 〇〇館が予測される。それぞれへの避難ルートを地図に記入し確認しておく必要がある。 	

確認・検討事項	現状・課題	今後の対策	備考
<p>6 搬送方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難ルート ・避難手段 ・研修・訓練の必要性 	<p>～家から外への避難ルート～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、ショートステイや受診の際は担架にて玄関から出ている。しかし、担架で通る幅はギリギリであり、被災後、部屋は乱雑になることが予測されるため、玄関からの避難は困難か。 <p>～搬送手段～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ時には車イスを使用しているが、Aさんの体に合わせた形になっており、折りたたみはできない。自宅に保管する場所はない。一般の車イスでは移動は難しい。 ・担架の準備が必要か。どのように準備するか。 ・2人の人手があれば、本人を直接抱えての搬送が可能。 ・慣れない人では、搬送は難しい。練習し、事前に方法を知っておいてもらうことが必要ではないか。 	<p>↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時には担架ではなく、Aさんを抱えて外へ出る可能性もあることを考えると、被災後は廊下から庭へ出る方法が良いと考えられる(出入り空間も広く、外までの距離も短い)。 <p>↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上の人手がある場合には直接抱えて搬送する。 ・担架は地区に1つ保管されている。それを使って搬送可能か確認が必要。 <p>↓</p> <p>搬送方法についての研修を実施【役場が中心】</p>	
<p>7 人的資源の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送時の協力(昼、夜の対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練の際に、近所の人に協力をお願いしたが、「自分達のことだけで精一杯」と言われてしまった。近隣は70歳以上の高齢者が多く、避難時に協力してもらうのは厳しい状況。 ・非難時には、専門職員等の協力が必要か。近くに住んでいる役場職員や専門職(看護職等)の把握、依頼が必要。 ・民生委員や区長、組長、の協力が必要。 ・Aさんの搬送には力のある人手が必要。消防団の若い人達に協力依頼できないか。 	<p>↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図へ人材をプロットしてみる作業が必要。 ・地域の組織等へ協力依頼が必要。【役場が中心】 ・協力の得られる人へ研修会を実施し、具体的な搬送方法について参加者で検討する必要がある。【役場が中心】 	<p>↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・*搬送方法研修会 役場が中心となり、年度内に1回開催。

確認・検討事項	現状・課題	今後の対策	備考
<p>8 非難生活での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ ・生活上の注意点 (食事、排泄、清潔など) ・医療について 	<p>～食事～ Aさんはミキサー食が主。どのように確保するか。(停電の際は、調理ができない)</p> <p>～排泄・清潔～ ・長期的な避難生活では、オムツや衣類が大量に必要。確保をどうするか。 ・プライバシーの確保できる空間が必要。</p> <p>～医療～ ・日常生活の中で特別な医療はない。</p>	<p>→ 当面の食事はエンシェリアキッドで対応。</p> <p>→ 被災後3日間分程度は母が準備。 → 福祉避難所に確保してある物品等の確認が必要 → プライバシーの確保できる空間の確保。 【役場】</p>	
<p>9 その他</p>			

*平成 年 月 日 確認
メンバー； 本人の母、民生委員（自宅の確認場面に同席）、〇〇医療センター、〇〇寮、〇〇社会福祉協議会、訪問看護ステーション〇〇、〇〇役場 福祉保健課、〇〇保健所

(5) 南アルプス市災害時要援護者支援マニュアル

南アルプス市災害時要援護者実態調査票

記入者氏名

記入年月日

年 月 日

要援護者氏名		血液型	A・B・O・AB
住 所		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生	年 齡	満 歳
避 難 場 所	避難所 () ・ その他 ()		
区 分	高齢者 ・ 身体障害者 (肢体不自由 ・ 視覚 ・ 聴覚 ・ その他) 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病 ・ その他 ()		
現病歴・既往症			
服 薬 状 況			
要 援 護 者 本人の状況 ・ 身体面 ・ 精神面 ・ 困っている事			
家 族 の 状 況 (家族構成、 避難状況等)			
社会福祉施設 への緊急入所 等の必要性			
調 査 員 所 見 (支援内容等)			

(6) 山梨県災害時避難対策指針

【様式：避難所の基本事項（例）】

避難所

避難所名	()地区 ()避難所
建物の所有者	1 ○○(最寄りの施設職員) 電話番号() 2 ○○(最寄りの避難所担当職員) 電話番号() 3 ○○(地域住民の代表者1) 電話番号() 4 ○○(地域住民の代表者2) 電話番号()
避難スペース	1 体育館 (収容可能人員 名) 2 ○○室 (収容可能人員 名) 3 ○○室 (収容可能人員 名) 合計 収容可能人員 名 ※注意事項 建物の安全を確認するまでは、中に入れない。 上記以外の場所には、施設管理者の指示があるまで入らない。 できるだけ1箇所に集まる。
物資の備蓄場所	○○倉庫 : 食料(食) 毛布(枚) 体育館舞台裏: 管理運営用事務用品等一式
市町村の担当者	()課 ○○ 電話番号() ※担当者本人がいないとき、その他不明な点があれば、災害対策本部○○班に連絡 電話番号()
施設の担当者	()先生 電話番号() ()先生 電話番号()
避難所運営組織の担当者	代表者 ()さん 電話番号() 代表者代理 ()さん 電話番号() 総務班 ()さん 電話番号() 被災者管理班()さん 電話番号() 情報班 ()さん 電話番号() 施設管理班 ()さん 電話番号() 食料・物資班()さん 電話番号() 救護班 ()さん 電話番号() 衛生班 ()さん 電話番号() ボランティア班()さん 電話番号() 要援護者班 ()さん 電話番号()
その他の主な事前確認事項	1 2 3 4

チェック項目	チェック内容
□1. 開設方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本部から開設指示が出たか。 ・避難勧告が出ているか。 ・被災者が開設を求めているか。
□2. 開設準備への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に対して当面の運営協力を呼びかける。 《参考資料1：呼びかけ文例》
□3. 施設の安全確認 ※一見して施設が危険であると判断できる場合は、直ちに市町村災害策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が危険でないか点検する。【様式：建物被災状況チェックシート】 ・火災や土砂災害等の二次災害のおそれがないか、建物周囲の状況を確認し、防止措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・落下、転倒しそうなものがあれば撤去する。 ・ガス漏れがないか確認する。等 ・危険箇所には張り紙をしたりロープを張る。 ・ライフラインの使用可否を点検する。 ・安全性に不安があるときは、市町村災害対策本部に連絡する。
□4. 避難所運営用設備等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認後、確認設備(電話、パソコン、放送設備)等の使用可否を確認する。
□5. 避難者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開設準備中は、グラウンド等での待機を呼びかける。雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に施設内へ誘導する(ただし、施設の安全確認後とする。) ・自家用車は、原則、乗り入れを禁止とする。
□6. 機材・物資の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄倉庫 [場所:] ・運営用備品 [場所:]
□7. 居住組の編成	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として世帯を一つの単位とする。 ・避難所内の部屋単位などで編成する。 ・観光客などもともと地域内に居住していない避難者はまとめて編成する。
□8. 避難所利用範囲等の確認 ※利用の可否を確認し、避難所として利用しがたい場合は、直ちに市町村災害策本部に連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認後、避難所の利用範囲を確認し、室名・注意事項等の張り紙をする。 ・管理運営、救援活動、避難生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確保する。 ・使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。 【様式：避難所の開放スペース等】
□9. 利用室内の整理・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・破損物等の片付け ・机・いす等の片付け ・清掃
□10. 受付の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・受付の設置場所 [場所:] (長机、いす、筆記用具等の準備) ・避難者名簿等の準備 ・受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等を明示する。
□11. 避難所看板設置	<ul style="list-style-type: none"> ・門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。

【様式：災害時要援護者リスト（例）】

※以下は、災害発生直後から最低限必要な内容（避難者、安否確認情報等）を把握するための例

避難所

災害時要援護者リスト

避難所（ ） 作成日時 月 日 午前・午後 時 分
作成者（ ）

地区名	自治会等名	氏名	ふりがな	性別	年齢	要配慮の内容(※)	具体ニーズ	世帯人員数	備考

※要配慮の内容

- 1. 重度の傷病 2. 介護を要する障害者・高齢者等 3. 2に該当しない障害者・高齢者等
- 4. 乳児 5. 産婦 6. 日本語を解さない外国人 7. その他

(7) 福祉避難所の設置に関する協定
災害時における相互協力に関する協定(豊島区)

6-52 災害時における相互協力に関する協定

豊島区(以下「甲」という。)と社会福祉法人フロンティア豊島(以下「乙」という。)の間に
おいて、次のとおり災害時における相互協力に関する協定(以下「協定」という。)を次のとおり
締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民等の安全の確保を
図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の了承のもとに乙の管理施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に
提供する。
- (2) 甲及び乙は協議のうえ、別紙に掲げる施設のうち第二次避難所(以下「避難所」という。)
として地域住民に開放する特定の場所の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図る
ものとする。
- (3) 前号に規定する避難所は、高齢者(介護を要する高齢者にあつては、その介護者(家族等)
を含む)対象とする。

(避難所の開設)

第3条 災害時において豊島区災害対策本部長(区長。以下「本部長」という。)が救援センター
(被災した区民等の救援・救護活動を行うための地域の拠点施設として区立小中学校等を対象に
設置。情報連絡・給食給水・医療救護・仮泊機能を整備)では十分な救援・救護活動が出来ない
と認めるときは、甲は、前条第2号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を
通知し、了承を得るものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知する
ものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するもの
とする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、
乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請
につき、7日を限度とする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消

に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月1日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 社会福祉法人 フロンティア豊島
理事長 白山利雄

災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会
構成員名簿

【学識経験者等】

座長	田中 淳	東洋大学社会学部教授
	伊藤 嘉余子	埼玉大学教育学部専任講師
	鍵屋 一	板橋区福祉部板橋福祉事務所長
	栗田 暢之	特定非営利活動法人 レスキューストックヤード代表理事
	高橋 重宏	東洋大学社会学部教授
	高山 由美子	ルーテル学院大学総合人間学部専任講師
	立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
	田村 圭子	新潟大学災害復興科学センター助教授
	松尾 武昌	全国社会福祉協議会常務理事
	松原 一郎	関西大学社会学部教授

【関係自治体】

	笹本 勝相	山梨県総務部消防防災課長
	高橋 洋	練馬区健康福祉事業本部福祉部介護保険課認定調査係長

【関係省庁】

	上杉 耕二	内閣府災害応急対策担当参事官
	金谷 裕弘	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
	赤澤 公省	厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室長

災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会事務局

発行年月 平成19年3月

発行者 内閣府政策統括官（防災担当）

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付

〒100 - 8969 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

中央合同庁舎第5号館3階

電話 03 - 3501 - 5695

FAX 03 - 3503 - 5690

内閣府防災担当ホームページ <http://www.bousai.go.jp>